

# ○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共 団体が設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	利用者の 数が利用 定員を超 える場合	入所支援 計画が作 成されな い場合	身体拘束 廃止未実 施減算	職業指導 員を配置 している場 合(1日につ き)	重度障害 児支援加 算	重度重複 障害児加 算	強度行動 障害児特 別支援加 算	幼児加算	心理担当 職員を配 置してい る場合 (1日につ き)	看護 職員 配置 加算 (Ⅰ)	看護 職員 配置 加算 (Ⅱ)	児童指導 員等加 配加算 (1日につ き)
知的障 害児の場 合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(891単位)			+49単位					+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(779単位)		+148単位						+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,606単位)		+49単位									
		(三)当該施設が単独施設	(891単位)		+73単位						+51単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +101単位 ロ 児童指導員 等の場合 +75単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(619単位)		+49単位									
		(二)当該施設が主たる施設	(1,032単位)											
		(三)当該施設が単独施設	(817単位)								+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +81単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位
	(4)定員21人以上30人以下		(779単位)		+39単位						+28単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位
	(5)定員31人以上40人以下		(651単位)		+29単位						+20単位	+28単位	+32単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +25単位
	(6)定員41人以上50人以下		(581単位)		+26単位						+17単位	+25単位	+28単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +28単位 ロ 児童指導員 等の場合 +20単位
	(7)定員51人以上60人以下		(558単位)		+23単位						+13単位	+20単位	+22単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +23単位 ロ 児童指導員 等の場合 +17単位
	(8)定員61人以上70人以下		(537単位)		+20単位						+11単位	+17単位	+19単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +20単位 ロ 児童指導員 等の場合 +15単位
	(9)定員71人以上80人以下		(516単位)		+17単位						+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +18単位 ロ 児童指導員 等の場合 +13単位
	(10)定員81人以上90人以下		(498単位)		+14単位						+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +14単位 ロ 児童指導員 等の場合 +10単位
	(11)定員91人以上100人以下		(477単位)		+12単位						+9単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +14単位 ロ 児童指導員 等の場合 +10単位
	(12)定員101人以上110人以下		(474単位)		+11単位						+8単位	+11単位	+12単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +12単位 ロ 児童指導員 等の場合 +9単位
	(13)定員111人以上120人以下		(472単位)		+10単位						+7単位	+10単位	+11単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +11単位 ロ 児童指導員 等の場合 +8単位
(14)定員121人以上130人以下		(469単位)		+9単位						+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +9単位 ロ 児童指導員 等の場合 +7単位	
(15)定員131人以上140人以下		(466単位)												
(16)定員141人以上150人以下		(463単位)												
(17)定員151人以上160人以下		(459単位)												

口 自閉症 児 の場合	(18)定員161人以上170人以下	( 455 単位)	+9単位	+6単位	+8単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位	
	(19)定員171人以上180人以下	( 451 単位)	+8単位	+6単位	+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位	
	(20)定員181人以上190人以下	( 447 単位)	+8単位	+5単位	+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
	(21)定員191人以上	( 444 単位)	+8単位	+5単位	+6単位	+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位	
	(1)定員30人以下	( 787 単位)	+49単位	+26単位	+36単位	+38単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +38単位 ロ 児童指導員等の場合 +26単位	
	(2)定員31人以上40人以下	( 718 単位)	+39単位	+26単位	+36単位	+38単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +38単位 ロ 児童指導員等の場合 +26単位	
	(3)定員41人以上50人以下	( 682 単位)	+29単位	+20単位	+32単位	+34単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位	
	(4)定員51人以上60人以下	( 652 単位)	+26単位	+17単位	+28単位	+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	
ハ 盲児の 場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	1,047 単位	+296単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設	( 830 単位)	+49単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 761 単位)	+148単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が単独施設	( 830 単位)	+49単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 761 単位)	+148単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,597 単位)	+49単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
		(三)当該施設が単独施設	( 830 単位)	+49単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 582 単位)	+98単位	+51単位	+70単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設	( 1,142 単位)	+49単位	+51単位	+70単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(三)当該施設が単独施設	( 756 単位)	+49単位	+51単位	+70単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 540 単位)	+73単位	+51単位	+70単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設	( 959 単位)	+49単位	+51単位	+70単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位
(三)当該施設が単独施設		( 756 単位)	+49単位	+51単位	+70単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 484 単位)	+59単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
	(二)当該施設が主たる施設	( 858 単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
	(三)当該施設が単独施設	( 731 単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	( 455 単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
	(二)当該施設が主たる施設	( 731 単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
	(三)当該施設が単独施設	( 731 単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	( 644 単位)	+39単位	+26単位	+36単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	
	(二)当該施設が単独施設	( 644 単位)	+39単位	+26単位	+36単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	

× 965/1000 × 70/100

減算が適用される  
月から2月  
目まで  
× 70/100  
3月以上  
連続して  
減算の場合  
× 50/100

利用者全員  
について、1日につき  
5単位を減算

ハ 重度障害児支援  
加算(Ⅲ)  
1日につき  
+158単位  
ニ 重度障害児支援  
加算(Ⅳ)  
1日につき  
+189単位  
\* 別に定める  
要件に合致する  
場合  
+11単位

1日につき  
+111単位

\* 公認  
理療  
の場合  
+10  
単位



(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(504単位)	+26単位	+17単位	+25単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	+28単位					
	(二)当該施設が単独施設	(504単位)					ロ 児童指導員等の場合	+20単位					
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設					(487単位)	+23単位	+15単位	+23単位	+23単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	+23単位
		(二)当該施設が単独施設					(487単位)					ロ 児童指導員等の場合	+17単位
		(13)定員71人以上80人以下					(一)当該施設が主たる施設					(468単位)	+20単位
(二)当該施設が単独施設	(468単位)		ロ 児童指導員等の場合	+15単位									
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(451単位)	+17単位	+11単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	+18単位					
	(二)当該施設が単独施設	(451単位)					ロ 児童指導員等の場合	+13単位					
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(434単位)	+14単位	+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	+16単位					
	(二)当該施設が単独施設	(434単位)					ロ 児童指導員等の場合	+12単位					
木 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(747単位)	ト 重度障害児支援加算(Ⅶ) 1日につき +198単位				イ 専門職員(理学療法士等)の場合	+30単位					
	(2)定員51人以上60人以下	(733単位)					ロ 児童指導員等の場合	+22単位					
	(3)定員61人以上70人以下	(718単位)					イ 専門職員(理学療法士等)の場合	+25単位					
	(4)定員71人以上	(702単位)					ロ 児童指導員等の場合	+20単位					

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(320単位)	×965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下	(288単位)		
		(3)定員91人以上	(252単位)		
ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(191単位)			
	(2)定員61人以上90人以下	(172単位)			
	(3)定員91人以上	(150単位)			

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき448単位を加算)

入院時特別加算(加算1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき15単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき12単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)
		(17)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×62/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×45/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×25/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×8/1,000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可